

公立病院改革プランの概要

団 体 名		黒川地域行政事務組合					
プ ラ ン の 名 称		公立黒川病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 6月 19日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	公立黒川病院					
	所 在 地	宮城県黒川郡大和町吉岡字西松木60番地					
	病 床 数	170床(一般病棟110床,療養(回復期リハビリテーション)病棟60床)					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・小児科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>仙台医療圏の北部地域に位置する黒川地域は、将来に向けて、企業進出、人口増加などが見込まれ発展を続けている。これに伴い、地域医療に対する地域住民のニーズは、今後ますます複雑多様化するものと予想されている。このような中で黒川病院は、指定管理者制度のもとで、宮城県地域医療計画における黒川病院の役割を踏まえ、関係町村との連携のもとに、再生策の理念であった「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」に向けて経営努力し、指定管理者制度に移行し経営形態は変わっても黒川郡内唯一の公的一般病院として役割を果たすものである。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>一般会計における経費負担は、協定に基づく運営交付金として、休日夜間診療、医師の安定確保、長期にわたる経営基盤の安定化及び地域医療の充実に要する経費として7千万円、救急医療に関する経費として1千万円の合わせた年額8千万円の定額、公債費として、平成38年度まで計画の、病舎新築、平成18年度に整備の病舎増築及びMRI等高度医療機器導入に要した起債の償還元金利子、平成9年度の病舎移転に併せて整備され経年的な老朽化による施設設備及び機器備品の想定される更新経費が、関係町村普通会計からの繰出しとなる。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	97.8	94.6	94.9	94.9	94.9	
	不良債務比率(%)	18.8	15.9	15.4	15.4	15.4	
	医業収支比率(%)	93.0	90.0	90.0	90.0	90.0	
	職員給与費対医業収支比率(%)	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	
	地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(円)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資金不足比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	病床利用率(%)	64.0	76.0	74.0	74.0	74.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>現行の代行制における会計処理で設定した目標設定数値である。 医業収益数値は指定管理者と協議の数値である。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成24年度)</p>					

				団体名 (病院名)	黒川地域行政事務組合 (公立黒川病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
		年間患者数(入院)・人	39,840	43,374	45,990	45,990	45,990	
		(一般病棟)・人	29,183	29,689	31,390	31,390	31,390	
		(療養(回復期)病棟)・人	10,657	13,685	14,600	14,600	14,600	
		年間患者数(外来)・人	57,991	58,815	64,460	64,460	64,460	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成17年4月より指定管理者(社団法人地域医療振興協会)による病院管理運営に移行している。					
		事業規模・形態の見直し	今後も指定管理者制度による病院管理運営とし、開設者として関係町村と連携し指定管理者における病院経営を支援するものとする。					
		経費削減・抑制対策	一般会計における経費負担の増加要因である施設設備・機器備品の修繕・更新に要する経費を削減・抑制するために、施設設備・機器備品の状況把握のもとに計画的な整備を実施する。また、指定管理者との協定において、修繕については1件の予定価格が20万円を超えるものが開設者負担、更新については1件の予定価格が50万円を超えるものが開設者負担となっている経費負担のあり方について検討する。					
		収入増加・確保対策	指定管理者(社団法人地域医療振興協会)における病院経営努力に対し、開設者として、関係町村との連携により地域包括保健医療懇談会を開催し、関係町村の保健福祉担当課と黒川病院との意見・情報交換を実施するなど、地域医療の充実のために様々な角度からテーマを設定して包括的医療(保健医療福祉)の実践に向けて継続開催し、病院経営を側面から支援し、更なる経営黒字化を目指す。					
		その他	現行の代行制による会計処理は、組合側と指定管理者との間で、診療報酬精算事務等の公金処理に手間が多く、事務処理の軽減化の観点から利用料金制への移行に向けて検討する。					
各年度の収支計画		別紙のとおり						
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	64%	18年度	46%	19年度	64%	
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	現時点における見直し等の予定はないが、病床利用率の状況については、平成18年10月に指定管理者において、療養病棟60床を増床したことに合わせて組合において、救急処置室とMRI室の病舎増築をすると共に、MRI、CTスキャナー及び超音波診断装置の高度医療化を行い、平成20年1月には療養病棟60床を回復期リハビリテーション病棟に転化したことも好要因として上昇している。						

団体名
(病院名)

黒川地域行政事務組合
(公立黒川病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	仙台医療圏の北部地域に位置する黒川地域における唯一の公的一般病院である。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「第5次 宮城県地域医療計画」(平成20年4月公示)によれば、地域医療として必要な機能を確保し、維持・向上するため、二次医療圏単位又はより広域な単位で必要な医療サービスが提供されるような、必要な取組みを図った上で、安定的かつ自律的な経営の下で良質な医療を継続して提供できる体制の整備について、地域と協議していく必要がある。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年度(本プランの策定過程において策定した。)	<内容> 仙台医療圏の北部地域に位置する黒川地域における指定管理者制度に移行し経営形態は変わっても黒川郡内唯一の公的一般病院として、地域医療の充実と地域住民の受療への安心確保を図るために、関係町村と連携し、指定管理者における病院経営に今後も努力するものである。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所にて <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
		<input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度(利用料金制移行検討)	<内容> 仙台医療圏の北部地域に位置する黒川地域は、将来に向けて、企業進出、人口増加などが見込まれ発展を続けている。これに伴い、地域医療に対する地域住民のニーズは、今後ますます複雑多様化するものと予想される。このような中で黒川病院は、指定管理者制度のもとで、宮城県地域医療計画における黒川病院の役割を踏まえ、関係町村との連携のもとに、再生策の理念であった「黒川地域の医療体制の充実及び住民の受療への安心確保」に向けて努力するものである。(平成36年度まで指定管理者制度継続)しかしながら、現行の代行制による会計処理は、組合側と指定管理者との間で、診療報酬精算事務等の公金処理に手間が多く、事務処理の軽減化の観点から利用料金制への移行に向けて検討するものである。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	改革プランの点検及び評価は、公立黒川病院改革プラン策定委員会において、概ね年1回以上行うものとする。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年、組合及び指定管理者の前年度決算が確定する9月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	黒川地域行政事務組合 (公立黒川病院)
--------------	------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,437	1,807	2,114	2,178	2,178	2,178
	(1) 料 金 収 入	1,368	1,721	2,031	2,087	2,087	2,087
	(2) そ の 他	69	86	83	91	91	91
	うち他会計負担金	10	10	10	10	10	10
	2. 医 業 外 収 益	203	211	223	223	223	223
	(1) 他会計負担金・補助金	201	197	208	208	208	208
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	2	14	14	15	15	15
	経 常 収 益 (A)	1,959	2,118	2,337	2,401	2,401	2,401
	入	1. 医 業 費 用 b	1,370	1,947	2,354	2,420	2,420
(1) 職 員 給 与 費 c		8	18	21	23	23	23
(2) 材 料 費							
(3) 経 費		1,260	1,806	2,207	2,275	2,275	2,275
(4) 減 価 償 却 費		90	122	122	122	122	122
(5) そ の 他		12	1	4			
2. 医 業 外 費 用		132	119	115	110	110	110
(1) 支 払 利 息		112	112	107	103	103	103
(2) そ の 他		20	7	8	7	7	7
経 常 費 用 (B)		1,595	2,166	2,471	2,530	2,530	2,530
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		364	48	134	129	129	129
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	319	100				
	2. 特 別 損 失 (E)	93	100	2			
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	226	0	2			
純 損 益 (C) + (F)		590	48	136	129	129	129
累 積 欠 損 金 (G)		1,940	1,988	2,124	2,253	2,382	2,511
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	467	527	557	566	566	566
	流 動 負 債 (イ)	209	187	220	230	230	230
	うち一時借入金	157	157	170	175	175	175
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ)	258	340	337	336	336	336	
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		486	82	3	1	0	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		123	98	94	95	95	95
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		18	19	16	15	15	15
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		105	93	90	90	90	90
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		1	1	1	1	1	1
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		-	-	-	-	-	-
病 床 利 用 率		46	64	76	74	74	74

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	黒川地域行政事務組合 (公立黒川病院)
--------------	------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	248						
	2. 他会計出資金	139	150	172	178	193	191	
	3. 他会計負担金							
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金							
	7. その他							
	収入計 (a)	387	150	172	178	193	191	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	387	150	172	178	193	191	
	支 出	1. 建設改良費	248					
		2. 企業債償還金	139	150	172	178	193	191
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計 (B)		387	150	172	178	193	191	
差引不足額 (B) - (A) (C)		0	0	0	0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金							
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計 (D)								
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)								
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E) - (F)								

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(373,881) 530,310	(152,998) 306,702	(67,341) 218,138	(70,543) 218,253	(78,500) 218,500	(77,344) 218,500
資本的収支	(48,480) 139,369	(50,894) 149,564	(61,564) 172,310	(63,750) 178,128	(70,210) 192,538	(68,796) 191,246
合計	(422,361) 669,679	(203,892) 456,266	(128,905) 390,448	(134,293) 396,381	(148,710) 411,038	(146,140) 409,746

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。